

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 7 日 )  
( 第 17 号 )

第 17 号  
6 月 7 日



令和3年

# 三重県議会定例会会議録

## 第17号

○令和3年6月7日（月曜日）

---

### 議事日程（第17号）

令和3年6月7日（月）午前10時開議

- 第1 議案第105号  
〔提案説明〕
- 第2 議案第89号から議案第105号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 第1 議案第105号
- 第2 議案第89号から議案第105号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正夫
18	番	野村	保道
19	番	山内	里香
20	番	山本	稔尚
21	番	稲森	初男
22	番	濱井	真治
23	番	森野	衛
24	番	津村	熊野
25	番	杉本	宜三
26	番	藤田	昭義
27	番	稲垣	成生
28	番	石田	正人
29	番	小林	富男
30	番	服部	聡
31	番	村林	孝栄
32	番	谷川	豊
33	番	東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	智
36	番	今井	

37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂	三雅	人
書記(事務局次長)	畑	中一	宝
書記(議事課長)	前	川幸	則
書記(企画法務課長)	小	野明	子
書記(議事課課長補佐兼班長)	佐	竹	宴
書記(議事課主幹)	櫻	井	彰
書記(議事課主査)	中	西孝	朗

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	廣田	恵子

副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち報告いたします。

議案第105号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、緊急を要する議員派遣の中止1件がありましたので、お手元に配付の一覧表のとおり決定いたしました。

次に、6月2日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議案第105号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第5号)

---

## 議 員 派 遣 一 覧 表

### 1 リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会 総会

#### (1) 派遣目的

リニア中央新幹線の早期建設の実現を強力に推進するために沿線9都府県の期成同盟会等で組織する「リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会」が、令和3年度事業計画及び収支予算並びに国、関係機関等への要望活動を決定する「令和3年度総会」に出席する。

#### (2) 派遣場所 東京都

#### (3) 派遣期間 令和3年6月4日 1日間

(4) 派遣議員	川口 円 議員	石垣 智矢 議員
	山本佐知子 議員	下野 幸助 議員
	田中 智也 議員	藤田 宜三 議員
	稲垣 昭義 議員	小林 正人 議員
	谷川 孝栄 議員	長田 隆尚 議員
	三谷 哲央 議員	津田 健児 議員
	前野 和美 議員	

上記のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会の議員派遣について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し書面開催となったため、派

遣を中止する。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 30	<p>(件 名)                      新型コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を政府に提出することについて</p> <p>(趣 旨)                      1. コロナ禍で危惧される米価下落に歯止めをかけ、需給環境を改善するために、あらゆる手段を講じること。</p> <p>(理 由)                      コロナ禍において、2019年産米は過大な在庫を生み、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落で農家は苦境に立たされている。                      今年の10月末には、従来からの民間古米在庫が60万トン増加と試算され、政府がすすめる+36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準である。来年の6月末在庫が最高250万トンと予測されている。このまま3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねない。                      また、コロナ禍において必要性が大きくなった子ども食堂などへの米支援をさらに拡大し、生活困窮者・学生などへの支援へと広げることなど、従来の政策的枠組みにとらわれない、さらなる備蓄米の有効活用で、苦しむ困窮者と農家を支援することも緊急に求められている。                      ※ 数値は全国農業協同組合中央会資料による。</p>	<p>津市寿町7-50                      農民運動三重県連合会                      会長 峯岡 繁</p> <p>(紹介議員)                      山 本 里 香                      稲 森 稔 尚</p>	<p>3年・6月</p>



医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 31	<p>(件 名) 介護職種における外国人技能実習生制度に係る意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要 旨) 介護の質と高い技能の移転を確実に担保する一定の条件のもとに、配置基準の算定期間の短縮など、介護職種の技能実習制度の固有要件の緩和を検討する旨、国に対して意見書を提出するよう請願する。</p> <p>(理 由) 平成29年9月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、介護職種も技能実習制度の対象になった。技能実習生は、今や介護の現場を支える大切な人材である。しかし、受け入れ制度が、私たちのような中小規模の介護現場の実情とそぐわない点も顕在化している。日本の介護現場の質の向上のため、また、本制度の実効性を高めるため、上記要旨について要望する。</p> <p>技能実習生は、まず在留資格「技能実習1号」で来日し、入国後研修を終えて介護施設へ配属されたのち、通常6ヶ月経過しなければ介護報酬上の職員等の配置基準において職員等とみなされない。また、配置基準で算定されるまでの期間は介護職員を配置しなければならないため、人材に限りがある中小規模の事業者にとって人的・経営的に大きな負担になっているのが現状である。</p> <p>現在、技能実習生の大半は、入国当初、日本語能力検定試験N4取得レベルであるが、施設利用者とも十分意思疎通を図ることができ利用者の不安を招くような事態は見当たらない。また、配置基準で算定されるまでの6ヶ月間を短縮し技能実習計画にもとづき事業所がしっかりと指導することで、技能実習生の自主性を高め、早く自立し自信を持って自らの介護技術を成長させていくことができる。</p> <p>日本の介護現場が中小規模の事業者に支えられている現状、および人を育て日本型介護技術のす</p>	<p>四日市市鶉の森1丁目4番3号 みえ介護グローバル協同組合 代表理事 中村 弥生</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 石 垣 智 矢 中瀬古 初 美 小 島 智 子 野 口 正 夫 野 村 保 夫 山 本 里 香 稲 森 尚 尚 藤 田 宜 三 谷 川 孝 栄 今 井 智 広</p>	3年・6月

	<p>そ野を広げ国際貢献を促す意義を鑑みれば、技能実習制度を日本の介護現場でさらに根付かせることは不可欠である。中小事業者が積極的に技能実習生を育て技能移転ができるよう、技能実習計画にもとづく受け入れ事業所の実習指導や監査を厳格に行うなど介護の質と高い技能の移転を確実に担保する一定の条件のもとに、配置基準の算定期間の短縮など、介護職種の技能実習制度の固有要件の緩和を検討することが必要と考える。</p>	
--	--	--

## 議 案 の 上 程

○議長（青木謙順） 日程第1、議案第105号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました補正予算1件について、その概要を説明いたします。

議案第105号の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する高齢者が7月末までに接種を終えられるよう、ワクチンの個別接種をさらに促進するとともに、感染の減少傾向を確実なものとしていくため、三重県まん延防止等重点措置による要請等を延長したことに伴い、御協力いただく事業者への協力金を増額するなど、緊急に必要となる経費として、一般会計で89億2831万5000円を増額するものです。

歳入では、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で66億4101万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で16億2370万5000円を増額するなど、合わせて89億2831万5000円を増額しています。

次に、歳出について説明します。

新型コロナウイルスワクチンの個別接種をさらに促進するため、7月末ま

でに一定の接種回数を実施した診療所等に対する支援金の交付に要する経費として、16億2370万5000円を増額しています。

感染症による影響の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付が限度額に達している世帯等のうち、収入等の要件を満たすものに対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）を支払うため、6億6360万円を計上しています。

三重県まん延防止等重点措置を6月20日まで延長したことに伴い、20時までの営業時間の短縮要請等に応じた県内飲食店に対する協力金として、55億950万円を、大規模な集客施設等に対する協力金として、8億800万円をそれぞれ増額するなど、合わせて65億1401万円を増額しています。

全国の感染拡大地域における緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴い、飲食店の休業及び時短営業等の影響を受けている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支払うため、1億2700万円を増額しています。

今後も緊急度に応じて、適時適切に対策を追加する予定ですので、御理解・御協力をお願いいたします。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

## 休 憩

○議長（青木謙順） 議案聴取会の開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時59分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第89号から議案第105号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案質疑として、議案第89号補正予算のうち県土整備部所管の鈴鹿青少年の森整備において、民間活力導入に関わる債務負担行為約9億円とそれに関わる議案第97号、三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について、質疑をします。

教育委員会所管の鈴鹿青少年センターとの一体的な整備を進めるということですので、議案99号にも関係はしています。

この施設には、子育て中には、度々私も訪れていましたし、教員生活の中では、クラブ合宿や大会行事などにもこの鈴鹿青少年の森をよく利用していました。しばらくぶりに、さきの週末に出かけてみました。

親子連れがアスレチックをしたり、妙齢御夫妻がウォーキング、愛犬と一緒にの方などが好天の下で楽しんでみえて、小鳥のさえずりや木々の緑、光る湖面は、老朽化した施設や草木が生い茂って管理が行き渡らないところ、聞こえてくるエンジン音など、気になることもありましたが、潤いと安らぎのある都市環境を整備し、レクリエーションの場としての都市公園の重要な役割を担っており、環境の保全や災害時における避難地としても大きく寄与していることを再確認してまいりました。

三重県の財政健全化に向けた集中取組の中で、県有施設の見直しの対象となり、平成29年度から調査検討を重ねてきた中で、2施設一体としての民間活力導入として進めてみえるものです。そのための条例改正と債務負担行為です。

一体としていますが、その手法が、指定管理者制度、PFI方式と、Park-PFI方式と三つのものが混在していますので、大変ややこしい

と私は思っています。

鈴鹿青少年の森管理のP a r k－P F Iについてお伺いをします。

一つ、条例改正の民間収益施設の建蔽率の特例の改正となるわけですが、それは一体どういう状況なのでしょう。どういうことでしょうか。建蔽率の状況は今どうなっていますか。建蔽率が際限なく上回っていくということはないのでしょうか。

二つ目、P a r k－P F Iに基づく民間収益施設の建設について、収益確保のために、公共のオープンスペース、緑地の保全、防災拠点という都市公園本来の機能、目的が損なわれる心配はないかということをお伺いしたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 民間収益施設の建蔽率についてお答えさせていただきます。

都市公園の敷地面積に対する建築物の建築面積の割合である建蔽率の上限については、都市公園法において2%を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされています。

この規定に基づき、三重県都市公園条例では、建蔽率の上限を原則2%と定めております。一方で、都市公園法施行令では、収益を公園整備に還元することを条件とする公募設置管理制度、いわゆるP a r k－P F Iを活用して民間収益施設を設置する場合、特例として10%を限度に建蔽率を上乗せすることができるかと定められております。

今回の条例改正は、都市公園法施行令に基づき設置する民間収益施設の建蔽率について、10%を上乗せし、上限を12%に緩和するものでございます。

今後、土地公園法の改正がなければ、さらなる建蔽率の緩和をすることはございません。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○**20番（山本里香）** 参酌2%のものを10%上乗せしてというのが今回の条例改正。そして、国の法律が変わらない限り、これは未来のことですから分か

りませんが、このことは、条例としては、法の下にあるということでのお答えだったと思います。

この鈴鹿青少年の森全体の12%、最大ですね。今の条例改正で最大12%となれば、大変大きいというふうには思いますが、それをどう捉えるかということです。

これまで、先行してP a r k－P F Iを導入したところで、樹木が伐採されて建物が建った。それが、もちろん、その条例の範囲内ということですが、それが目に余るとか、また、管理費を節約するために、この建物を建てるためには12%最大だけれども、そうじゃなくて広葉樹を切り払ったという事例も出てきていると聞いています。

大阪市では、大阪維新の会政治による大阪城公園へのP a r k－P F Iが進められて商業施設が立ち並んで、外部から来る方へのにぎわいの場となっていると。そのことが、一定評価はされているようですけれども、日常的に憩いの場として利用されていた住民にとっては、環境が変わって公園としての機能も奪われてしまったという声が出ています。3年間で、商業施設建設のために、1174本の樹木が伐採されたことが言われています。

これらのほかに、先ほども言ったように、日常的な樹木の維持管理のために大阪城公園では106本が伐採された。これは、間伐ということもあるかもしれませんが、そういう状況。そして、維持管理としての新しく植えた木はゼロ本という情報があります。合計すると3年間で1280本の中高木が伐採されたと聞いています。

木陰がなくなりゆっくと憩うことができないとか、さらに子どもたちが遊ぶ公園の中に有料の施設ができて、入れる子ども、入れない子どもが存在して、ちょっと問題だなという声も出ています。住民の不利益と言え、不利益にもなると思います。

それでこの間、新型コロナウイルス感染症の影響で閉園をしたり、イベントの中止もありました、各所で。不透明なこの時代に、20年間という長期にわたってP a r k－P F IあるいはP F I、また、指定管理制度と合わせて、

これは教育委員会の部分とも合わせますと51億円になる巨額事業ということ  
で計画されているというか、考えられています。その巨額なものを民間企業  
に委ねること、民間も頑張ってくれるところはあると思いますが、これらの  
先行を聞いて不安はありませんか。

安定した経営ができなければ、もうけを生み出すための過度な運営がなされ  
たり、急な撤退なども起こり得ます。起こっています。

さらに、県民、議会の意見を聞くシステムは重要ですが、どうなっている  
でしょうか。都市計画法上、P a r k－P F I制度には住民参加の手続がない  
ことになっています。住民参加、議会の関与が重要です。

運営状況などの県民や議会への報告、住民意見の反映はどのようになりま  
すか、あるいは議会の関与はどうなりますか。

この地域で先行している鈴鹿青少年の森のスタジアムの整備についても、  
鈴鹿市の方に伺うと、地域には十分な説明ができていない、行政のほうにも  
十分な説明ができていないというようなふうに聞いていますけれども、いか  
がでしょうか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

**○県土整備部理事（真弓明光）** 民間収益施設を設置する際の県民意見の反映  
と議会の関与についてお答えさせていただきます。

鈴鹿青少年の森では、P a r k－P F Iと併用して、指定管理者制度を活  
用した運営管理を実施することとしております。

このため、事業者の選定に当たっては、指定管理者制度に関する取扱要綱  
に基づき、県議会11月定例会で選定過程の状況について報告を行い、2  
月定例会で指定管理者の指定の議案提出を予定しております。

また、施設設置後は、健全な運営を促し撤退等のリスク低減を図るため、  
事業者に対して定期的な事業報告を求めるとともに、要綱に基づき指定管理  
の管理状況について、県議会へ報告してまいります。

また、県民意見の反映につきましては、P a r k－P F Iの導入に当たり、  
事前に利用者へのアンケートや社会実験などを実施し、利用実態やニーズの

把握を行っております。

今後、事業者の選定に当たっては、事前調査で把握した利用者の意見が適切に反映されること。運営管理において、利用者意見の把握、反映について、工夫をすることなどを求めてまいります。

さらに、施設設置後においても、利用者アンケートなど県民意見の把握に努めてまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 選定に当たって、一番初期の段階では、P a r k－P F Iについても、議会であるとか、県民の皆さんの意見集約もこれまで時間をかけてされているのがよく分かっています。そんな中で、指定管理の制度と混在するという中で、P a r k－P F Iだけについては、大変ものが軽くなっているというのがこの法改正による法の内容ですので、そこのところを大変心配しているわけです。この、今までの研究の中の資料も確認をしたところ、民間収益施設を許可する部分、これは許可制になるということですが、一定、限定を今のところされておりますが、これがロードサイド活用エリアとして指定をされているわけですね。確かにロードサイドと言うように、鈴鹿サーキットの正面入口を挟んで反対側ということで、そこでいろいろな事業をされる、民間事業をされるとしては大変有効な場所なんだなというふうには思いますけれども、これ県有地でなかったら飛びつくようなところじゃないかなと思うんですね。商業施設を喉から手が出るほど造りたいかもなとも思います。

ただ、この場所を中に入らず一つと見てみますと、公園の外周の散策路のまた外側ということの中で、本当に、この鈴鹿青少年の森の都市公園としての市民の憩いの場であったり、環境の中で市民が豊かに余暇を過ごすというような場所として、またスポーツを文化として創っていくという中で、本当にそのために寄与するような施設というのであれば、P F Iのことに、P a r k－P F Iについては、いろいろ問題視はしていますけれども、本当にそういうことに寄与するための施設を造るとすれば、それはここなのかな



という気もいたします。

これは地域の方にもちょっと聞いたりもして、うーんということでした。そういう通行車両対象中心の施設になるようなものを考えておられるのであれば、公園の活性化という本来の目的はそうですから、明らかにそぐわないというふうには感じます。これ、二つの委員会での審査となってまいりますけれども、それぞれ、いろんな教育とそれから県土整備と、公園という意味合いとのそれぞれの見地から、先行事例も研究しながら、これまでの研究は、当局としてはしてみえたと思えますけれども、常任委員会でもこれまでの先行事例のそういうような研究も十分にしながら、十分な審査をしていただきたいということを期待いたしまして質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で、議案第89号から議案第105号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第105号までは、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件 名
101	財産の処分について
103	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
92	三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
90	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
91	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
95	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
97	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
98	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案

## 教育警察常任委員会

議案番号	件名
99	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
100	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
102	損害賠償の額の決定及び和解について

## 予算決算常任委員会

議案番号	件名
89	令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）
93	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
94	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
96	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
104	令和3年度三重県一般会計補正予算（第4号）
105	令和3年度三重県一般会計補正予算（第5号）

### 先議議案の審査期限

○議長（青木謙順） この際、お諮りいたします。

議案第104号及び議案第105号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、明8日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明8日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明8日は休会とすることに決定いたしました。

6月9日は定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時15分散会